



高齢者・シニア

介護保険

介護保険に関する相談窓口 Qwb 133

◎介護保険課

▷65歳以上の方の介護保険料、介護保険被保険者証について

◎資格収納係 ☎03-5654-8249

▷要支援・要介護認定について

◎認定係 ☎03-5654-8248

▷介護サービスの給付について

◎給付係 ☎03-5654-8246

▷居宅介護支援事業者やサービス事業者について

◎事業者係 ☎03-5654-8251

▷介護保険制度全般について

◎管理係 ☎03-5654-8443

加入する方 Qwb 134

◎介護保険課 ☎03-5654-8249

次の方が被保険者となります。手続きは不要です。

▷65歳以上の方(第1号被保険者)

▷40～64歳で医療保険(健康保険)に加入している方(第2号被保険者)

介護保険被保険者証 Qwb 134

◎介護保険課 ☎03-5654-8249

65歳以上の方と40～64歳で要支援・要介護認定を受けた方にお送りします。介護保険被保険者証は要支援・要介護認定の申請をする際に必要です。無くしたときは、介護保険課・区民事務所で再交付します(オンライン申請可)。

サービスを利用できる方

◎介護保険課 ☎03-5654-8443

65歳以上の方(第1号被保険者)

要支援1・2、要介護1～5と認定された方

介護認定で非該当と認定された方でも、高齢者保健福祉サービスを利用できる場合があります。

40～64歳で医療保険に加入している方(第2号被保険者)

次の特定疾病に該当し、要支援1・2、要介護1～5と認定された方

【16種類の特定疾病(加齢に伴う疾病のみが対象)】

①がん(医師が回復の見込みがない状態と判断した

ものに限る)②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗しょう症⑥初老期における認知症⑦進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病⑧脊髄小脳変性症⑨脊柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

要支援・要介護認定の申請 Qwb 138

◎介護保険課 ☎03-5654-8248

介護保険サービスを利用するには、介護認定を受ける必要があります。申請後、調査員がご自宅などを訪問し、介護を必要とする方の心身の状況を把握します(訪問調査)。また、対象者の方の心身の状態を確認するため、区から主治医に意見書の作成を依頼します(主治医意見書)。

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査が行われ、介護の要否などの判定をします。審査会の認定結果は、申請から原則としておよそ30日以内に郵送します(遅れる場合は通知をします)。

認定後に心身の状態に大きな変化があった場合は、区分変更申請ができます。

【申請書配布・受付場所】

▷介護保険課

▷保健所、各保健センター(68ページ)

▷各高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)(配布のみ・113ページ)

介護保険負担割合証 Qwb 519

◎介護保険課 ☎03-5654-8246

所得により、介護サービスの利用者負担割合は1割～3割になります。介護保険の要支援・要介護認定を受けている方に、負担割合を記載した介護保険負担割合証をお送りします。

居宅サービス計画の作成 Qwb 139

◎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護サービスを利用するには、「居宅サービス計画(ケアプラン)」が必要です。

ケアプランは、要支援1・2と認定された方は高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)に、要介護1～5と認定された方は居宅介護支援事業者に依頼して作成します。利用者負担はありません。ご自分で作成することもできます。



介護保険料

Qwb 136

介護保険課 ☎03-5654-8249

40～64歳の方と65歳以上の方では、金額や納め方が異なります。

【40～64歳の方】

65歳になる月の前月分(1日生まれの方は前々月分)までは、加入している医療保険の保険料と一緒に納めていただきます。保険料の額については、国民健康保険に加入している方は国保年金課に、その他の健康保険に加入している方は、医療保険者にお問い合わせください。

【65歳以上の方】

65歳になる月分(1日生まれの方は前月分)からは、介護保険課に納めていただきます。

▷年金天引き(特別徴収)

老齢・障害・遺族年金(老齢福祉年金を除く)を年額18万円(月額1万5千円)以上受給されている方

65歳になったばかりの方や転入した方は、年金天引きの手続きが整うまでの間、納付書払いか口座振替になります。

▷納付書・口座振替(普通徴収)

特別徴収にならない方

▷併用徴収

特別徴収が年度の途中から始まる方、途中で終了する方、または、年度の途中で保険料が変更となった方は、特別徴収と普通徴収の併用徴収となる場合があります。

保険料減免

災害による著しい財産の損害、失職・疾病などによる著しい収入の減少があった場合は、保険料納付の猶予や減額・免除できる場合があります。

保険料額

65歳以上の方の保険料は、世帯や所得の状況に応じて17段階に分かれます。

令和6～8年度 所得段階別 介護保険料年額表(基準額:8万2,320円)

所得段階	対象となる方		年額保険料
第1段階	下記①～③のいずれか ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者(※1)で住民税世帯(※2)非課税 ③住民税世帯(※2)非課税で、合計所得金額(※3,4) + 課税年金収入額(※5)が80万円以下		(※6) 1万8,933円
第2段階	世帯(※2)全員が 住民税非課税	合計所得金額(※3,4) + 課税年金収入額(※5)が80万円超120万円以下	(※6) 2万7,165円
第3段階		合計所得金額(※3,4) + 課税年金収入額(※5)が120万円超	(※6) 5万5,977円
第4段階	本人が住民税非課税 で世帯(※2)に 住民税課税者がいる	合計所得金額(※3,4) + 課税年金収入額(※5)が80万円以下	7万4,088円
第5段階		合計所得金額(※3,4) + 課税年金収入額(※5)が80万円超	8万2,320円
第6段階		合計所得金額(※3)が125万円未満	9万552円
第7段階		合計所得金額(※3)が125万円以上200万円未満	10万7,016円
第8段階		合計所得金額(※3)が200万円以上300万円未満	13万5,828円
第9段階		合計所得金額(※3)が300万円以上500万円未満	15万2,292円
第10段階		合計所得金額(※3)が500万円以上800万円未満	18万9,336円
第11段階		合計所得金額(※3)が800万円以上1,100万円未満	21万8,148円
第12段階		合計所得金額(※3)が1,100万円以上1,500万円未満	24万2,844円
第13段階		合計所得金額(※3)が1,500万円以上2,000万円未満	26万3,424円
第14段階	合計所得金額(※3)が2,000万円以上2,500万円未満	28万8,120円	
第15段階	合計所得金額(※3)が2,500万円以上3,000万円未満	31万2,816円	
第16段階	合計所得金額(※3)が3,000万円以上3,500万円未満	31万6,932円	
第17段階	合計所得金額(※3)が3,500万円以上	32万1,048円	

(※1) 老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、国民年金発足当時すでに高齢であったため、老齢年金や通算老齢年金を受け取る資格を満たすことができない方を救済するための制度です。

(※2) 保険料計算での「世帯」は、賦課期日時点であり、原則としてその年度の4月1日現在の住民基本台帳の世帯状況です。ただし、転入や年齢到達など年度の途中で葛飾区の第1号被保険者になられた場合は、第1号被保険者となられた日が保険料計算の基準日となります。

(※3) 合計所得金額とは、収入金額から必要経費などを控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。株式譲渡所得など、分離課税の所得金額を含み、雑損失や繰越控除は含みません。ただし、土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、第1～5段階の方については公的年金等に係る雑所得が合計所得金額から控除されています。

(※4) 第1～5段階において合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得(ただし、所得金額調整控除前の額)から10万円を控除した額(控除後の金額が0円を下回る場合は0円)を用います。

(※5) 課税年金収入額とは、公的年金等の収入金額(障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給額総額)を指します。

(※6) 第1所得段階から第3所得段階までの「年額保険料」は、公費による保険料負担軽減後のものです。保険料負担軽減前の第1所得段階は3万2,928円、第2所得段階は4万3,629円、第3所得段階は5万6,389円です。なお、公費による保険料負担軽減の適用にあたっての手続きは不要です。



介護保険で利用できるサービス

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護保険では、要支援・要介護状態区分ごとに、利用できるサービスの上限が決められています。

介護保険のサービスにかかる費用の1割～3割が利用者負担となります。

要介護1～5と認定された方が利用できるサービス

種 類		内 容	
在宅サービス	自宅に訪問するサービス	訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護、生活援助、通院等乗降介助が受けられます。生活援助は同居の家族がいる場合は、原則として利用できません。
		訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な方のお宅に簡易浴槽を運び、入浴介助が受けられます。
		訪問看護	訪問した看護師から、療養上のお世話や必要な診療の補助が受けられます。
		訪問リハビリテーション	訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から、リハビリテーションが受けられます。
		居宅療養管理指導	訪問した医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などから、療養の管理や指導が受けられます。
	日帰りで施設に通所して利用するサービス	通所介護(デイサービス)	日帰りでデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの日常生活の介助や、レクリエーション、機能訓練などが受けられます。
		通所リハビリテーション(デイケア)	日帰りで介護老人保健施設や病院などに通い、食事、入浴などの日常生活の介助や理学療法士、作業療法士などによるリハビリテーションが受けられます。
	施設に短期間入所して利用するサービス	短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、介護や機能訓練が受けられます。
		短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとに介護や看護、機能訓練が受けられます。
	福祉用具・住宅改修に関するサービス	福祉用具貸与(歩行者、歩行補助杖など)	福祉用具を貸し出します。貸与品のため、購入されても保険給付はありませんが、歩行者・杖・スロープの一部は貸し出しと購入が選択できます。
福祉用具購入費の支給		入浴や排せつなどに使用する福祉用具を都道府県指定の業者から購入した場合、購入費の7割～9割を支給します。	
住宅改修費の支給		手すりの取り付けなどの改修工事の費用の7割～9割を支給します。工事を行う前に介護保険課へ相談・申請が必要です。工事後の申請は支給の対象となりません。	
居宅サービス計画の作成	居宅介護支援	生活状況に応じたサービスの利用計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいたサービスを利用できるように支援します。	
その他のサービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウスの中で、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介助や機能訓練が受けられます。	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、在宅で介護を受けることが困難な方が入所して、日常生活に必要な介護が受けられます。入所できる方は、原則要介護3以上です。	
	介護老人保健施設	病状は安定しているが在宅での療養生活に困難を伴う方が、一定期間入所して医学的な管理のもとに機能訓練や介護が受けられます。	
	介護療養型医療施設	病状の安定した方が入院して、医学的な管理のもとに介護が受けられます。	
	介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。	

要支援1・2と認定された方が利用できるサービス

種 類		内 容	
在宅サービス	自宅に訪問するサービス	介護予防訪問入浴介護	疾病などのやむを得ない理由で入浴に介助が必要な方のお宅に簡易浴槽を運び、入浴介助が受けられます。
		介護予防訪問看護	訪問した看護師から、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助が受けられます。
		介護予防訪問リハビリテーション	訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。
		介護予防居宅療養管理指導	訪問した医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などから、介護予防を目的とした療養の管理が受けられます。
	日帰りで施設に通所して利用するサービス	介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	日帰りで介護老人保健施設や病院などに通い、介護予防を目的とした食事、入浴など日常生活の支援や、理学療法士、作業療法士などによるリハビリテーションが受けられます。
		介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活の支援や機能訓練が受けられます。
	施設に短期間入所して利用するサービス	介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとに介護予防を目的とした日常生活の支援や看護、機能訓練が受けられます。
		介護予防福祉用具貸与(歩行者、歩行補助杖、手すり、スロープなど)	日常生活の自立の助けとなる福祉用具を貸し出します。貸与品ですので、購入されても保険給付はありませんが、歩行者・歩行補助杖・手すり・スロープの一部は貸し出しと購入が選択できます。
	福祉用具・住宅改修に関するサービス	介護予防福祉用具購入費の支給	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を都道府県指定の業者から購入した場合、購入費の7割～9割を支給します。



種 類		内 容
在宅サービス	福祉用具・住宅改修に関するサービス	介護予防住宅改修費の支給 手すりの取り付けなどの改修工事の費用の7割～9割を支給します。工事を行う前に介護保険課へ相談・申請が必要です。工事後の申請は支給の対象となりません。
	居宅サービス計画の作成	介護予防支援 要支援者の生活状況に応じたサービスの利用計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいたサービスを利用できるように支援します。
	その他のサービス	介護予防特定施設入居者生活介護 有料老人ホームやケアハウスの中で、介護予防を目的とした入浴、排せつ、食事などの日常生活の介助や機能訓練が受けられます。

地域密着型サービス

住み慣れた自宅や地域での生活を支えるためのサービスです。原則として、区民の方が利用できます。

種 類	内 容
地域密着型通所介護	<施設に通所して利用するサービス> 日帰りでデイサービスセンターなどに通い、他の利用者と一緒に食事・入浴などの介助やレクリエーション、機能訓練などが受けられます。
(介護予防)認知症対応型通所介護	<施設に通所して利用するサービス> 認知症の方が、日帰りでデイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの介護やレクリエーション、機能訓練などが受けられます。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	<施設に入所して利用するサービス> 認知症の方が、共同で生活している住居の中で、介護や日常生活の援助のサービスが受けられます。
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	<通い・訪問・泊まりを組み合わせるサービス> 中・重度の要介護状態になっても在宅での生活継続を支えるため、「通い」を中心に、状況や希望に応じ、随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	30人未満の有料老人ホームやケアハウスの中で、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練が受けられます。
夜間対応型訪問介護	夜間、深夜または早朝の定期的な巡回訪問、あるいは通報装置(ケアコール端末)で呼び出して、排せつ介助などのサービスを提供します。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中、夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を定期巡回と随時の対応(相談のみの場合を含みます)で行うサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者が在宅生活を継続できるよう、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせるサービスです。

介護予防・生活支援サービス(総合事業)

要支援認定を受けている方や、「65歳からのいきいき元気度チェック(基本チェックリスト)」で事業対象者と判定された方が利用できるサービスです。

種 類	内 容
訪問型サービス(ホームヘルプサービス)	<自宅に訪問するサービス> ホームヘルパーなどが自宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の支援が受けられます。
通所型サービス(デイサービス)	<日帰り施設に通所して利用するサービス> 日帰りでデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした機能回復訓練や、生活機能向上訓練などの支援が受けられます。

利用回数は、要支援1の方は週1回または2回まで、要支援2の方は週1～3回まで、事業対象者の方は週1回までです。

なお、サービスの種類や回数については、介護予防ケアマネジメントによるケアプランで決めていきます。

施設サービス(要介護1～5と認定された方)

介護保険施設に直接お申し込みください。

要介護度や施設の所在地によって施設利用の単位数や単価が変わります。サービス金額の1割～3割が利用者負担です。その他、居住費、食費、日常生活に必要な経費などがかかります。

施設サービスを受けているとき(入所期間中)は、在宅のサービスを受けることができません。

▷介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(ダイヤルガイド190ページ)

▷介護老人保健施設(ダイヤルガイド190ページ)

▷介護療養型医療施設

▷介護医療院

有料老人ホームなどの中で利用するサービス

▷介護専用型ケアハウス(特定施設入居者生活介護30人以上)(ダイヤルガイド189ページ)

身体機能の低下などから独立して生活することに不安がある方の住まいです。食事、入浴、排せつなどの介護、その他の日常生活上のお世話・機能訓練、療養上の管理が受けられます。

介護保険施設での負担額軽減

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護保険施設サービスや短期入所サービス(ショートステイ)を利用している場合、対象の方については、利用者負担となっている食費・居住費の1日当たりの費用が軽減されます。介護保険課への申請が必要です。

【対象の方】 次の①～③の全てに該当する方

- ①住民税が世帯全員非課税であること
- ②配偶者がいる場合は配偶者も非課税であること(世帯分離をしている場合も同様です)
- ③預貯金などが一定額以下であること(本人年金収入などによって異なります)

給付について

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護サービスの給付は、介護サービスを利用した時の費用(介護保険で認められた範囲内)の7～9割を介護保険で負担します。

同じ月に利用したサービスの利用者負担額が高額になり一定額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。総合事業においても同様の制度があります。また、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間(8月から翌年の7月まで)の自己負担額が著しく高額になり一定額を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。

介護サービス給付費などの貸し付け

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護サービス給付費などの給付がされるまで、支給予定相当額を区が一時的に貸し付けます(無利子)。

交通事故などの届出(介護保険)

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

交通事故などが原因で介護が必要となった場合、加害者がその費用を負担することが原則です。

介護サービスを受ける前に必ず届出を出してください。

不服申し立て

☎介護保険課 ☎03-5654-8443

要支援・要介護認定や介護保険料の賦課、保険給付の支援など、区が行った決定に対して東京都介護保険審査会に不服申し立てをすることができます。

家族介護慰労金

☎介護保険課 ☎03-5654-8246

介護サービスを利用しないで家族が介護を行った場合、次の条件を全て満たすときは、その家族の方への慰労金として年1回10万円を支給します。

- ▷要介護4または要介護5の認定を受けていること。
- ▷住民税が世帯全員非課税であること(介護している方が別世帯のときは、その方の世帯も住民税が世帯全員非課税であること)。
- ▷要介護認定後、1年間介護保険のサービスを利用していないこと(7日以内のショートステイを除く)。
- ▷長期入院した場合(3カ月以上)は、その期間を除く12カ月の間、介護保険のサービスを利用していないこと。



介護予防

介護予防事業

Qwb 713

◎地域包括ケア担当課(シニア活動支援センター内) ☎03-5698-6202

体力や筋力の維持・向上、認知症予防や社会参加・交流を目的とした事業です。それぞれの事業の対象となる方・内容・費用などは、広報かつしかや区ホームページでお知らせします。

▷体力や筋力の維持・向上

筋力向上トレーニング、うんどう教室、運動習慣推進プラチナ・フィットネス、シニア版ポニースクール、各種講座(健美操など)

▷認知症予防や社会参加・交流

ふれあい銭湯、^{のうちから}脳力トレーニング、回想法、介護支援サポーター、自主グループの活動支援

在宅で自立生活の支援が必要な方に

Qwb 151

◎高齢者支援課 ☎03-5654-8299

【対象】 在宅の自立生活を維持するための支援が必要と認められる高齢の方

種類	対象	内容	費用
見守り配食サービス	65歳以上(40~64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む)の一人暮らしの方、高齢の方のみの世帯や日中に高齢の方のみになる世帯の方で、外出が困難なため、家族を含めて食事の準備などが困難な方	健康の維持・安否の確認を目的とし、区と契約した事業者が、昼食・夕食のお弁当を自宅にお届けします。高齢者向けのメニューを選択できます。	1食当たりの利用者負担額は事業者により異なります。
見守り型緊急通報システムの設置	65歳以上の方で慢性的な病気があるなど、日常生活を営む上で常時注意を必要とする状態の一人暮らし、高齢の方のみの世帯または日中、夜間に高齢の方のみになる世帯の方	自宅に専用通報機、無線通報機、火災感知器、ガス漏れ感知器、空間センサーを設置し、緊急の場合は区と契約している警備会社に通報され、警備員が駆け付け、必要な場合は利用者の代わりに119番通報します。	毎月利用料金の一部を負担。 住民税が非課税の方 月額700円 住民税が課税の方 月額1,750円
家庭用卓上電磁調理器の購入費助成	区が実施している「見守り型緊急通報システム」を利用いただいている方で要支援2以下の方。※区が実施している配食サービスを利用している方は対象になりません。	家庭用卓上電磁調理器1台と専用調理器具購入費を助成します。助成は1世帯1回限りです。	助成費用は2万円が上限で、1割が利用者負担となります(限度額を超えた分の費用は利用者負担)。
見守りサービスの助成	65歳以上の一人暮らしの方、高齢の方のみの世帯や、日中または夜間に高齢の方のみになる世帯の方	1万5,000円を限度に、契約されたサービス提供事業者が定める初期設置費用または最初の1カ月分の月額利用料(初期設置費用がない場合)を1回限り助成します。	限度額の範囲内は1割負担となります(限度額を超えた分の費用は利用者負担)。
おむつの支給	次のいずれかに該当する、住民税非課税世帯に属する常時失禁状態の方 ▷65歳以上の方(40~64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む)で、要介護2以上の認定を受けている方 ▷65歳以上で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度をお持ちの方並びに脳性麻痺または進行性筋萎縮性の障害の方	パンフレットの中から、一定ポイントの範囲内で自由に紙おむつなどを選択。選択した紙おむつなどをご自宅に配送します。申請月からの支給となります。	—
おむつ使用料の助成	おむつの支給対象の方が医療機関などに入院したとき、区が支給したおむつを使用できない場合に使用料を助成します。ただし、介護保険施設などへの入所者を除きます。	上限額9,000円/月を助成します(要介護3の方は上限額6,000円/月、要介護2の方は上限額4,500円/月)。同じ月におむつ支給と使用料助成の両方を利用することはできません。申請月からの助成となります。	—





種類	対象	内容	費用
出張理美容サービス	65歳以上(40~64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む)の在宅の方で、要介護3以上の認定を受け外出が困難な方、または65歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級もしくは愛の手帳1・2度をお持ちで外出が困難な方	年6回以内(申請月により異なります)。理容師・美容師が自宅にお伺いして、カットをします。 ※家族などの立ち会いを必要とします。	カット(調髪)は、1回当たり500円になります。
寝具乾燥消毒サービス	65歳以上の在宅の一人暮らしまたは高齢の方のみの世帯で、お布団など寝具乾燥の作業が困難な方(ご家族などの援助も受けられない方)	毎月、寝具乾燥消毒に伺います(年1回は水洗い乾燥消毒になります)。	費用の1割が利用者負担となります。
シルバーカーの給付	65歳以上の方で、運動機能の低下などにより歩行に支障があると認められる方か、介護保険の認定が要支援の方で、ともに本人の住民税が非課税の方または生活保護受給中の方	購入費用(限度額2万円)の3分の2を区が負担します(1回限り)。区が指定した機種の中から、ご本人の状態にあわせて選定し、事業者が納入します。	購入費用の3分の1が利用者負担となります。
自立支援住宅改修費助成	65歳以上の在宅の方で、運動機能の低下などにより在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められる方(事前の相談が必要です) ※要支援・要介護認定を受けている方は介護保険の住宅改修費の支給をご利用ください	手すりの取付け、段差の解消、滑り防止など床材の取替え、引き戸などへの扉の取替え、便器の洋式化の改修費用を助成します。 【対象工事限度額】 20万円	限度額の範囲内は1割負担となります(限度額を超えた分や対象外工事の費用は利用者負担)。
住宅設備改修費助成	65歳以上の在宅の方(40~64歳で特定疾病の方を含む)で、要支援・要介護の認定を受け、在宅での生活を継続するために住宅設備の改修が必要と認められる方(事前の相談が必要です) ※この他に身体や家屋の要件があります	浴槽の取り替え、流し台・洗面台の取り替え(車いす利用者などで足が入るタイプへの取り替えが対象)、階段昇降機設置の費用を助成します。 【設置工事限度額】 浴槽 37万9,000円 流し台・洗面台 15万6,000円 階段昇降機 133万2,000円	限度額の範囲内は1~3割負担となります(限度額を超えた分や対象外工事の費用は利用者負担)。
徘徊高齢者位置探索サービスの助成	おおむね65歳以上の在宅の方(40~64歳の方で特定疾病による介護認定を受けている方を含む)で認知症による徘徊で居所がわからなくなる方を介護する家族の方	民間事業者が実施するGPSなどの電波を受信できる探索機を使用した位置探索サービスを利用する際、登録料(登録料がない場合は最初の1カ月分の月額利用料)を1回限り助成します。携帯電話のGPS機能は対象外です。登録後1年以内に申請してください。 【限度額】 1万5,000円	限度額の範囲内は1割負担となります(限度額を超えた分の費用は利用者負担)。 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8597
救急医療情報キットの給付	65歳以上の一人暮らしの方、日中または夜間に一人になる高齢者の方、同居する家族が認知症などにより一人暮らしと同様の状況にある高齢者の方	緊急時に必要なかかりつけ医療機関や持病などの情報を保管する救急医療情報キットを給付します。	無料
おうちで学ぶ快適介護	65歳以上の在宅の方、もしくは40~64歳で要支援、要介護認定を受けている方を主に介護している方、または今後介護する見込みの方など	介護方法(車いすへの移乗や排泄のお世話など)について、ホームヘルパーなどが自宅を訪問して、家族介護者の方に介護に関する知識や技術のアドバイスをします。	無料 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8257
家族等介護支援事業	65歳以上の在宅の方または40~64歳の方で要支援・要介護認定を受けている家族がいる方	ご家族が休息できるよう、高齢者などを区内の小規模多機能型居宅介護事業所で「通い」と「泊り」のサービスを、特別養護老人ホームで「泊り」のサービスを提供します(通い(4時間以下1ポイント、4時間超2ポイント)と泊り(1泊3ポイント)を合わせて、年間上限42ポイント)。	無料 (食事代や当事業以外のサービスは実費負担) 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8257
家族介護者ほっとあんしんダイヤル	76ページ		

種類	対象	内容	費用
おでかけ あんしん事業	区内在住で在宅の方で認知症の症状による徘徊があり、次のいずれかに該当する方 ▷医師に認知症と診断されている ▷「葛飾区おでかけあんしん事業利用届出書」に記載の「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある	対象となる方の氏名、住所や緊急連絡先を登録するとともに、登録番号とコールセンターの電話番号を記載した「おでかけあんしんシール」を10枚配布します。靴など身につけるものにシールを貼り、対象となる方が警察などに保護された場合に、シールを手がかりに24時間対応のコールセンターを利用して身元や緊急連絡先を照会し、ご家族などに連絡することで早期の帰宅につなげます。また、徘徊に起因する鉄道事故などを発生させ、ご家族が損害賠償責任を負うことになった場合などに補償される「おでかけあんしん保険」に加入します。	無料 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8597
かつしか あんしんネット 情報登録	次のいずれかに該当する方 ▷65歳以上の一人暮らしの方、日中または夜間に1人になるなど一人暮らしと同様の状況にある方 ▷75歳以上の方のみで構成される世帯の方	緊急連絡先などの情報を、あらかじめ区・民生委員・高齢者総合相談センターでお預かりし、登録者の病気やけがなどの緊急時には、消防や警察、医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。	無料 【問い合わせ】 相談係 ☎03-5654-8597

ひとりぐらし高齢者毎日訪問事業

Qwb 153

☎(福)葛飾区社会福祉協議会 ☎03-5698-3216

安否確認と孤独感解消のため、65歳以上の一人暮らしの方の自宅に、乳酸菌飲料を配達します(月～金曜日)。

【費用】 1本10円

高齢者サービス

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)

Qwb 150

☎高齢者支援課 ☎03-5654-8256

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さまざまな相談に応じます。

【内容】 介護に関する相談・助言と情報提供、介護保険・福祉サービスの利用方法の説明や申請代行、高齢者虐待の相談、消費者被害、介護予防の案内、もの忘れや体力低下で生活に不便を感じるようになったなど

【利用時間】 ▷月～金曜日/午前9時～午後7時 ▷土曜日/午前9時～午後5時30分
いずれも祝日、年末年始を除く。

高齢者総合 相談センター	所在地	電話番号 FAX番号
水元	水元1-26-20 (水元ふれあいの家内)	☎03-3826-2419 FAX03-3826-2364
水元公園	南水元4-27-13-1階	☎03-6231-3567 FAX03-6231-3568
新宿	新宿2-16-4 (花の木内)	☎03-3826-8726 FAX03-3826-8725
金町	東金町1-36-1-108	☎03-3826-5031 FAX03-3826-5032
高砂	高砂3-27-12	☎03-5889-8600 FAX03-5889-8601
柴又	柴又1-47-7-102	☎03-5876-9531 FAX03-5876-9532
青戸	青戸3-13-19 (グループホーム青戸併設)	☎03-5629-5719 FAX03-5629-5718

高齢者総合 相談センター	所在地	電話番号 FAX番号
亀有	亀有4-31-18-105	☎03-6240-7630 FAX03-6240-7638
堀切	堀切2-66-17 (葛飾ロイヤルケアセンター内)	☎03-3697-7815 FAX03-3697-7862
お花茶屋	お花茶屋2-4-23-101	☎03-6662-7907 FAX03-6662-7908
東四つ木	東四つ木2-27-1 (東四つ木ほほえみの里向かい)	☎03-5698-2204 FAX03-5698-2170
立石	立石6-19-10-1階	☎03-6657-6140 FAX03-6657-6141
奥戸	奥戸3-25-1 (奥戸くつろぎの郷内)	☎03-5670-5212 FAX03-5670-1489
新小岩	新小岩1-49-10-1階	☎03-5879-9328 FAX03-5879-9329



ねたきり高齢者などの歯科診療 (たんぽぽ歯科診療所) Qwb 154

健康推進課(健康プラザかつしか内)
☎03-3602-1268

原則65歳以上の、在宅療養中などにより一般の歯科医院で治療を受けることが困難な方を対象とした歯科診療施設です。通院または訪問があります。電話で予約してください。

【予約先】

かかりつけ歯科医紹介窓口 ☎03-3690-5209

【予約受付日時】 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～正午、午後1～4時

【診療日時】 土曜日/午後1時30分～4時30分
日曜日/午前9時～正午

【所在地】 亀有2-23-10 たんぽぽ歯科診療所内

葛飾区成年後見センター Qwb 155

堀切3-34-1 ウェルピアかつしか3階
☎03-5672-2833

高齢者や障害のある方が、住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、福祉サービスの利用に関する相談や日常的な金銭管理の援助、成年後見制度の利用相談、終活(人生のエンディング)に関わる相談などをお受けしています。

一部有料となるサービスがあります。

相談事業

福祉サービスに関する相談や、財産の管理などに関する相談を電話や窓口でお受けします。

また、福祉サービスに関する権利侵害や成年後見制度の利用、遺言・相続などについての専門的な相談を弁護士・司法書士(予約制・それぞれ月1回)がお受けします。

訪問援助事業

利用する方と契約を結び、生活支援員がご自宅を訪問して次の援助をします。

援助内容に応じた利用料がかかります(収入や資産の状況により、利用料の減免があります)。

▷福祉サービスの利用手続きや利用料の支払いなどの援助

▷生活費の引き出し、家賃や公共料金の振込みなどの援助

▷預貯金通帳や証書、印鑑などのお預かり

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度に関する相談や申立て方法の案内、後見受任者の調整など、成年後見制度の利用について支援をします。

また、成年後見制度の利用にあたり費用を負担することが困難で、一定の要件を満たす方に対して申立費用および後見報酬の助成を行っています(後見

人などが親族の場合は対象外)。

人生のエンディング準備支援事業

エンディングノートを作成し配布しているほか、死後事務(葬儀、お墓、家財整理)などについての専門的な相談を弁護士(予約制・月2回)がお受けします。

やすらぎ安心サポート事業

身近に頼れる人がいない高齢者などと契約をして預託金を預かり、本人の意向に基づいて日常の見守りや身元保証に準じた入院・入所支援の他、葬儀や家財処分などの死後事務を行います。

介護支援サポーター Qwb 158

(福)葛飾区社会福祉協議会

☎03-5698-2435 158ページ

介護予防や生きがいづくりを目的に、65歳以上の元気な高齢者が、区指定研修を受講した後、介護保険施設で日常生活支援活動を行う、または区指定の養成講座を修了し、区と協働して地域で行う介護予防事業の運営・指導に従事するものです(登録制)。活動に応じてポイントを付与し、ポイントは換金または寄付することができます。

家事援助サービス

しあわせサービス(158ページ)

東京都シルバーパス

(一社)東京バス協会 ☎03-5308-6950

70歳以上の都民の方(寝たきりでない方)に、毎年9月30日まで有効のシルバーパスを発行します。

都営地下鉄・都電・都バスや都内を走る民営バスが利用できます。

【費用】

本人住民税が非課税の場合 1,000円

本人住民税が課税の場合 2万510円

(4～9月発行分は1万255円)

本人住民税が課税であっても、合計所得金額が135万円以下の場合、1,000円で発行できます。

【発行窓口】 都内のバス営業所など

移送サービス(ハンディキャブ運行) Qwb 161

158ページ

リフト付タクシーの利用 Qwb 122

103ページ



車いすの貸し出し

Qwb 163

☎障害福祉課 ☎03-5654-8301

歩行が困難な方で、緊急または一時的に車いすが必要になった方に、3カ月(かつしかボランティア・地域貢献活動センターの貸出期間は原則1カ月)を限度に車いすをお貸しします。費用は無料です。

介護保険により車いすの貸与を受けられる方は除きます。

貸し出し施設名	所在地	電話番号
障害福祉課	区役所2階201番	03-5654-8301
東生活課(福祉事務所東庁舎)	金町1-6-24	03-3607-2152
水元学び交流館	南水元2-13-1	03-3609-0223
亀有学び交流館	お花茶屋3-5-6	03-3603-9211
柴又学び交流館	柴又5-33-8	03-3671-8611
たつみ憩い交流館	西新小岩2-1-4	03-3696-2783
シニア活動支援センター	立石6-38-11	03-5698-6201
かつしかボランティア・地域貢献活動センター	堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階	03-5698-2511

補聴器の購入費の助成

Qwb 164

☎高齢者支援課 ☎03-5654-8299

住民税非課税世帯に属する65歳以上の方で、医師が必要と認めた方に、購入費の一部を助成します(1人1回のみ、限度額は3万5,000円)。

購入後1年以内に申請してください。

シニア活動

シニア活動支援センター



Qwb 165

☎立石6-38-11 ☎03-5698-6201

55歳以上で介護の必要がない方であれば無料で利用できます。

初めて利用するときは、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)をお持ちになり、利用証の申請をしてください。大広間、ホールなどがあり、囲碁・将棋などが自由に楽しめます。

112ページの給付対象のシルバーカーを展示しています。

【開館時間】

午前9時～午後9時

【風呂の利用日時】

月～金曜日/正午～午後3時

【休館日】

年末年始(12月28日～1月4日)、保守点検日

【交通】

青砥駅 徒歩3分

京成バス(新小53)・京成タウンバス(新小52乙)「青砥駅入口」下車 徒歩4分



シニアIT・活動情報サロン



☎シニア活動支援センター地下1階

☎03-3692-3180

シニア世代の方が、地域で人の役に立ちたい、仲間づくりをしたいと思ったときなどに、情報収集や相談窓口として活用していただけます。インターネット検索ができるパソコンなども配置しています。

【開設日時】 日～木曜日/午前9時30分～午後4時30分





シニア就業支援室 (ワークスかつしか)

Qwb 167

シニア活動支援センター1階
☎03-3692-3181

おおむね55歳以上の方を対象に、就業などの相談、あっせんを行うとともに、ボランティア(無償・有償)、NPO、起業に関する情報の提供を行います。

【受付日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

シニア向け活動情報マガジン 「Cha! Cha! Cha!」

Qwb 169

地域包括ケア担当課(シニア活動支援センター内)
☎03-5698-6201

シニアの方向けに、ボランティア活動情報やイベント・講座情報などを配信します。

【申込方法】 区ホームページからお申し込みください。

誕生日祝金

Qwb 170

高齢者支援課 ☎03-5654-8299

区内在住の方に、長寿をお祝いして祝金などを贈ります。祝金は、誕生日後に民生委員などがお届けします。お申し込み手続きは必要ありません。

【対象】 88歳、99歳、100歳、101歳以上の方

くつろぎ入浴証

Qwb 451

高齢者支援課 ☎03-5654-8299

【対象】 70歳以上の方

区内公衆浴場の入浴料が半額程度で利用できる入浴証を交付します。

区内公衆浴場または高齢者支援課に保険証などの住所・氏名・生年月日が分かる物を見せることで入浴証がもらえます。

足立区(2カ所)と江戸川区(8カ所)の公衆浴場も利用できます。

利用には、くつろぎ入浴証とくつろぎ入浴シールが必要となります。詳しくは電話でお問い合わせください。

シルバー人材センター Qwb 171

☉(公社)葛飾区シルバー人材センター
立石5-11-16 ☎03-5670-5536

生きがいづくり、社会参加、健康維持などの目的で、臨時的・短期的な仕事を行う高齢者の団体です。企業や家庭、都・区などから仕事を引き受け、各会員の希望や経験・能力に応じて提供します。

区内在住60歳以上の健康な方で、豊かな経験と能力を生かして働く意欲のある方なら、どなたでも入会できます。

【受付日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時45分

また、屋内・屋外での軽作業など、高齢者に適した仕事の発注をお待ちしています。

☉植木剪定、除草、障子・襖の張り替え専用番号
☎0120-751-201

【専用番号受付日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) / 午前9時～午後4時

高齢者クラブ

Qwb 172

☉地域包括ケア担当課(シニア活動支援センター内)
☎03-5698-6201

地域の高齢の方が生活を楽しく有意義なものにするため、自主的に組織された団体です。各クラブでは、教養の向上、社会奉仕活動、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っています。区で、お近くのクラブを紹介します。

高齢者の住宅

シルバーピア住宅の入居者募集

154ページ

葛飾区高齢者向け優良賃貸住宅

154ページ